

令和 8 年度

大門美園自治会 定例総会

日時 : 令和 8 年 5 月 1 日 (金)

場所 : 文書総会のため会員の参集なし

定例総会次第

日時：令和8年5月1日

1. 審議日 令和8年5月1日（金）
2. 議事
 - 第1号議案 令和7年度事業報告
 - 第2号議案 令和7年度決算報告および監査報告
 - 第3号議案 自治会会則変更の承認
 - 第4号議案 令和8年度新役員および専門部員の承認
 - 第5号議案 令和8年度事業計画（案）
 - 第6号議案 令和8年度予算（案）
3. 提出期間 令和8年4月13日（月）～4月30日（木）
4. 提出方法 下記フォームから回答



<https://forms.gle/9myysz6EQXYn4gsX9>

第1号議案
事業報告書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

事業年月日	事業名および内容
2025/4/1	令和6年度会計監査
2025/4/8	美園南中学校入学式
2025/5/2	大門美園自治会 定例総会/臨時総会（文書総会）
2025/5/10	「金宝堂家族葬式場（小さな森の家 浦和美園）」説明会
2025/5/23	美園南中学校運動会
2025/7/2	美園小学校スクールサポートネットワーク協議会
2025/7/12	美園小避難所運営委員会
2025/10/4	大門美園自治会レクリエーション「大門美園ジュニアスポーツフェスタ」
2025/10/25	美園小学校運動会
2025/10/27	美園小学校運動会予備日開催
2025/10/28	美園南中学校合唱コンクール
2025/11/8	美園小避難所運営訓練
2026/1/12	さいたま市二十歳の集い
2026/2/20	美園南中学校自治会長懇談会
2026/3/10	美園小学校スクールサポートネットワーク協議会
2026/3/13	美園南中学校卒業式
その他	防災委員は適宜、メール等での意見交換と情報共有を実施。

第2号議案

令和7年度収支決算報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 収入決算

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較	備考
補助金	29,600	47,600	18,000	*下記参照
自治会費	84,000	74,500	△9,500	*下記参照
自治会協力金	6,000	6,000	0	*下記参照
企業協賛金	100,000	0	△100,000	*下記参照
貯金利息	0	653	653	
繰越金	369,078	369,078	0	
合計	588,678	497,831	△90,847	

2 支出決算

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較	備考
役員・防災手当	62,000	62,000	0	*下記参照
事務費	0	0	0	
防災費	100,000	45,716	△54,284	防災備蓄費
通信費・印刷費	0	0	0	
福利厚生費	100,000	0	△100,000	*下記参照 (レク開催諸経費)
衛生管理費	150,000	660	△149,340	
賛助会費	0	18,000	18,000	*下記参照
交際費	0	0	0	*下記参照
雑費	10,000	0	△10,000	
予備費	166,678	0	△166,678	
翌期繰越額	0	371,455	371,455	
合計	588,678	497,831	△90,847	

3 収入支出差引

収入決算額	支出決算額	収入支出差引
497,831	497,831	0

収入備考

補助金	さいたま市緑区コミュニティ課 さいたま市廃棄物対策課	29,600 円 18,000 円 *全額返納
*自治会費	納入内訳	令和7年度4月1日基準世帯数28世帯 (令和7年度新入会2世帯) ①3,000円×17世帯=51,000円 ②前年度事前入金済0円×6世帯=0円 ③自治会費未納0円×5世帯=0円 (新年度以降に入金があれば収入に計上する) ④5月新入会2,750円×2世帯=5,500円 ⑤令和8年度分事前入金3000円×6世帯=18,000円
*自治会協力金	納入内訳	①ゴミステーション利用費6,000円×1世帯=6,000円

支出備考

*役員手当	自治会長	(50,000×1名)	0	円 (役員手当受取辞退により)
防災手当	防災委員	(20,000×4名)	40,000	円 (2名防災手当受取辞退により)
外部会計監査	辻・本郷税理士法人		22,000	円

*賛助会費 支出内訳

- ① 美園地区社会福祉協議会 0円
- ② 青少年育成美園地区会 0円
- ③ さいたま市衛生協力助成金返納 18,000円

*交際費 外部団体への活動協力辞退により、交際費に該当する支出はございませんでした。

監査報告書

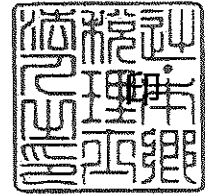
2026年4月1日

大門美園自治会

会長 綾部 匡之

外部会計監査委託会社

辻・本郷税理士法人



令和7年度大門美園自治会の事業及び、会計に関する監査を行ったところ、事業及び会計処理は正確かつ適切であることを認めます。

以上

第3号議案

大門美園自治会会則

■総則および事業

第1条(名称と事務所)

本会は大門美園自治会と称し、事務所を会長宅に置く

第2条(組織と目的)

本会はさいたま市緑区美園5丁目33番～53番に居住する者を以って構成し、会員相互の親善と融和を図り住み良く明るい当地区を築くことを目的とする。

第3条(事業)

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員の親善及び相互の扶助に関する事項
- ② 環境衛生、文化、教養、体育、自主防災に関する事項
- ③ 市及び諸団体との連絡協調に関する事項
- ④ その他、必要と認められる事項

■会員

第4条(会員)

本会の会員は、第2条に定める区域内に居住する個人を対象とし、本会の入会、退会は妨げないものとする。

2 会員と同居する家族を同様に自治会に所属するものとみなす。ただし、会費や総会議決権は世帯ごととする。

第5条(入会)

会員になろうとする者は会長に届けるものとする。

2 本会は、正当な理由のない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。

第6条(退会)

本会を退会しようとするときは、会長に届けるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。

- ① 区域に住所を有しなくなった会員
- ② 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じない会員

■役員および専門部

第7条(役員および専門部員)

会長 1名 副会長 0～2名 監事 0～2名
防災委員 0～6名

第8条(役員の選任)

役員は定例総会において、会員の中から選任する。

第9条(役員の任務)

会長は本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

3 会計は副会長が担当する。副会長不在時は外部委託を可とする。

4 監事は会計を監査する。監事不在時は外部委託を可とする。

第10条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

補佐により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条(専門部)

本会の目的達成のため、専門部を設置することができる。

2 専門部の設置及び廃止については、定例総会において決定する。

3 専門部の運営について必要な事項は、臨時総会で定める。

■総会

第 12 条(総会の種類及び構成)

本会の総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

第 13 条(定例総会の審議事項)

定例総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- ① 事業計画及び事業報告に関する事項
- ② 予算及び決算に関する事項
- ③ 役員の選任に関する事項
- ④ 会則に関する事項
- ⑤ その他、本会の運営上必要な事項

第 14 条(臨時総会の審議事項)

この会則に定められていない事項については臨時総会に諮り決定する。

第 15 条(総会の開催)

総会は会長が直接招集する(通常総会)、オンライン上で招集する(オンライン総会)、直接招集とオンライン招集の併用(ハイブリッド総会)、議案をメール配信後にウェブ上で書面評決書提出(文書総会)、いずれかの方法で開催する。

2 定例総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 全会員の 5 分の 1 以上から請求があったとき。

第 16 条(総会の議決)

総会の議事は、全会員の過半数の議決をもって決する(委任を含む)。

■会計

第 17 条(会計)

経費は会費、運営補助金、各事業所補助金その他の収入を以ってこれを決する。

2 会費は定例総会で定める。月額 250 円とする。

3 決算は会計監査を経て定例総会に報告し、承認を得なければならぬ。

第 18 条(会計年度)

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

■会則の変更および解散

第 19 条(会則の変更)

この会則を変更する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

第 20 条(解散及び残余財産の処分)

自治会員が20名を下回る場合、解散の是非について臨時総会を行う。

2 本会を解散する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

3 解散に伴う残余財産の処分は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

■附則

この会則は平成 26 年 3 月 2 日より施行する。

本会則は令和 3 年 5 月 1 日に改定されました。

本会則は令和 5 年 5 月 1 日に改定されました。

本会則は令和 8 年 5 月 1 日に改定されました。

第4号議案

新年度役員承認

・就任する役員

令和8年5月1日より着任します。

会長：綾部 匡之（再任）

副会長：なし（会長兼任）

監事：なし（外部委託）

新年度専門部員承認

・就任する専門部員

令和8年5月1日より着任します。

防災委員：岩澤 恵子（再任）

北原 奈織（再任）

片山 保之（新任）

第5号議案

令和8年度 事業計画 令和8年4月1日～令和9年3月31日

事業計画年月		事業名
令和7年	4月	令和7年度 会計監査 (外部委託) 4月1日
	5月	大門美園自治会定例総会/臨時総会 (文書総会) 5月1日
	6月	
	7月	美園小避難所運営委員会 7月11日
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	美園小避難所運営訓練 11月7日 (日程変更の可能性あり)
	12月	
令和8年	1月	
	2月	
	3月	
	随時	臨時総会 (メール配信: 適宜開催) 自治会掲示板管理 さいたま市・緑区役所・各種団体との協議および必要書類の提出 環境美化活動: ゴミ収集所の設置および撤去の申請承認 環境美化活動: 地域清掃・害虫駆除 (外部委託)

第6号議案

令和8年度収支予算（案）
（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

【収入の部】

（単位：円）

科目	前年度予算額	本年度予算額	比較	備考
補助金	29,600	28,200	△1,400	*下記参照（防犯協会補助金、衛生協力助成金は辞退予定）
自治会費	84,000	78,000	△6,000	26世帯×3,000円
自治会協力金	6,000	6,000		*下記参照（非自治会員の自治会ゴミステーション利用料）
企業協賛金	100,000	0	△100,000	今年度の自治会レクリエーション開催、および企業協賛なし予定
繰越金	369,078	371,455	2,377	
合計	588,678	483,655	△105,023	

【支出の部】

（単位：円）

科目	前年度予算額	本年度予算額	比較	備考
役員・防災手当	62,000	82,000	20,000	*下記参照
事務費	0	0	0	*事務用品購入機会が少ないため予算計上なし
防災費	100,000	200,000	100,000	*防災備蓄品購入費用
通信費・印刷費	0	0	0	
福利厚生費	100,000	0	△100,000	今年度の自治会レクリエーション開催、および企業協賛なし予定
衛生管理費	150,000	150,000	0	*ゴミ集積所用品購入費・地域清掃外部委託費
賛助会費	0	0	0	*外部団体への活動協力は辞退
交際費	0	0	0	*下記参照、および大門八坂神社例祭への活動協力は辞退
雑費	10,000	10,000	0	*振込手数料
予備費	166,678	41,655	△125,023	
合計	588,678	483,655	△105,023	
収入額	588,678	483,655		
支出額	588,678	483,655		

* 補助金 さいたま市緑区補助金 26世帯×700円+10,000円=28,200円

* 自治会協力金 ゴミステーション利用料 500円/月 1世帯より継続利用申請あり 500円×12か月×1世帯=6,000円

* 役員手当 自治会長 0円（50,000×1名）※役員報酬辞退の申し出あり

副会長 0円（20,000×0名）※担当者なし

専門部員手当 防災委員 60,000円（20,000×3名）

外部会計監査委託費用 22,000円 ※辻・本郷税理士法人に外部委託

* 交際費 令和3年度以降、飲食を伴う会合についての飲食費用は、自治会費からではなく出席者の実費負担としています